

香美市山村振興計画に対するパブリックコメント（意見公募）に提出いただいたご意見等と市の考え方

No.	提出いただいたご意見等	ご意見等に対する市の考え方
1	<p>「VI. 他の地域振興等に関する計画、施設等との関連」の記載を、当該計画の後半部分への記載でなく、冒頭部分にしてほしい。</p>	<p>山村振興計画の作成に当たっては、国より参考様式が示されており、その様式に基づき作成したものが、本計画（案）となります。</p> <p>特段の理由がない限りは、国の示す参考様式に沿った原案どおりの記載とさせていただきます。</p>
2	<p>過去の山村振興計画との関連、連続性及び事業実績の検証をして欲しい。</p>	<p>本計画（案）の作成に当たっては、香美市合併後に作成した「山村振興計画書」（平成 19 年度作成）の内容を更新したものとなります。更新作業の主な内容は、統計資料の更新、上位計画となる平成 29 年度に作成した「第 2 次香美市振興計画」との整合性の調整、事業計画の更新となります。このため、過去の山村振興計画との関連、連続性は保たれていると考えております。</p> <p>また、事業実績の検証については、過去の山村振興計画策定時には行われておりませんでした。新たに策定する山村振興計画では、毎年度、事業実績に係る調査を行い、検証を行うことを予定しております。</p>
3	<p>事業計画にある森林整備（下刈、除伐、間伐等）に係る支援事業は、土地所有者の責任で実施すべきであるので、不要ではないか。</p>	<p>森林は木材の生産等の経済的機能のほか、水源のかん養、土砂災害の防止、地球温暖化防止などの公益的機能を有しています。これらは、地域住民に等しく与えられる恩恵であり、森林所有者の家計が助かるだけではありません。</p> <p>このため、森林は国民生活に不可欠な公共財産として位置づけられており、一定の基準に基づいた森林の整備に対する国や県の事業の一部に対して支援をしながら、市の面積の 88%を占める森林を保全していきたいと考えておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
4	<p>耕作放棄地の有効活用を図るため、正当な補償のもとに、土地所有者の意思に反して耕作放棄地の活用ができる仕組みを設けたらどうか。</p>	<p>ご提案については、土地所有者の私有財産権の保障に抵触すると思われるので、現状では土地所有者の意思に反する土地利用は困難であると考えております。</p> <p>なお、耕作放棄地の増加は、国土の保全や水源のかん養など農地の有する多面的機能の低下、病害虫・鳥獣被害の発生、農地利用集積の阻害などを招く恐れがあることから、その発生防止を図ることが喫緊の課題でありますので、その解消に向けて、今後とも検討を進めてまいります。</p>

No.	提出いただいたご意見等	ご意見等に対する市の考え方
5	山村地域の標準的な一年間の生活様式（ライフスタイル）を「見える化」する。	山村地域の生活様式（ライフスタイル）を「見える化」することは、客観的に山村地域での生活の送り方を捉え、問題を顕在化し、問題解決を図るための有効な手法であると考えますが、本計画は、山村振興の方針を定めるものとなりますので、ご意見につきましては、今後において政策決定における手法のひとつとして検討してまいります。